

1

令和 7 年第 2 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議 案

令和 7 年 7 月 3 0 日

議 事 日 程

令和7年7月30日
午前10時00分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選第 1 号 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選第 2 号 副議長の選挙
- 第 7 認第 1 号 令和6年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 8 認第 2 号 令和6年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 9 認第 3 号 令和6年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 10 認第 4 号 令和6年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 11 認第 5 号 令和6年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 第 12 認第 6 号 令和6年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 13 認第 7 号 令和6年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 第 14 議第 15 号 令和7年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第
1号）

選第 1 号

議長選挙について

本組合議長選挙を行うものとする。

令和7年7月30日提出

選第 2 号

副議長選挙について

本組合副議長選挙を行うものとする。

令和7年7月30日提出

認第 1 号

令和 6 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

認第 2 号

令和 6 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

認第 3 号

令和 6 年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

認第 4 号

令和 6 年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

認第 5 号

令和 6 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

認第 6 号

令和 6 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行

認第 7 号

令和 6 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 高 木 貴 行